

第六十三回 参議院 社会労働委員会 會議録 第四号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

渋谷 邦彦君

補欠選任

内田 善利君

出席者は左のとおり。

委員長

佐野 芳雄君

理事

上原 正吉君

委員

吉田忠三郎君

高田 浩運君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

中村 英男君

藤原 道子君

内田 善利君

柏原 ヤス君

中沢伊登子君

国務大臣

野原 正勝君

労働大臣

島 四男雄君

松尾 正雄君

松本 守雄君

和田 勝美君

人事院事務総局

職員局長

厚生省医務局長

林野庁長官

労働省労働基準

局長

事務局側

常任委員会専門

第七部 社会労働委員会會議録第四号 昭和四十五年三月十二日【参議院】

本日の會議に付した案件
○労働問題に関する調査
(白ろろ病に関する件)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、渋谷邦彦君が委員を辞任され、その補欠として内田善利君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 労働問題に関する調査を議題とし質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○吉田忠三郎君 私は、一月の当委員会の冬季間における労働調査の結果に基づいての報告に対する質問をこの際したいと思ひます。

この調査の結果、第一に報告されたものは、レイノー現象、つまり白ろろ病ということについて、国有林の事業を行なつておる労働者についての報告をいたしてゐるわけでありませう。そこで、この問題を私はその後多少調査をしたり、研究をしたり、検討を加えてまいつてみたところが、昨年の二月に参議院の農水、五月には衆議院の社会労働委員会においてこの問題が取り上げられております。種々會議録を検討いたしてみただけであります。依然として問題の本質に觸れていない、私はこの理解いたすわけです。同時に、政府の答弁もきかぬ難解な答弁をいたしてありますので、私もどうしてもなかなか理解に苦しんでゐる、こういう状況です。ですから、きょうはそうした問題を最初に解明するという立場で二、三質問をいたしたい、こう考えます。

第一に、この白ろろ病というのは、振動障害によるものが非常に大きな誘因であると医学的に言われてゐます。局所振動による障害、再三申し

上げますけれども、最近では白ろろ病という名前が、わが国では昭和四十年ごろから急に有名な病気として社会的な問題になり、あるいはまた、医学者としてもこの問題に取り組むようになってきたと言われているわけでありませう。しかも、わが国の医学界でも進んで病気に對して興味を持ち研究をいたすようになり、しかも、研究をいたすお医者さん、かなり多くなつてまいりました。この点では非常に私どもとしては、これが対策のために努力をしてゐるわけですから、その点では敬意を表さなければならぬことだと、こう思ふんであります。しかし、そういう中でも、依然としてまだこの病気の治療の方法、あるいは職業病に認定はされておらずに、認定の基準等々幾多の問題があるように、私の調べた範囲ではその域を脱しないのであります。

そこで、この厚生省の医務局長に、これはお医者さんですから、専門家ですからお伺ひしておきますが、こうしたレイノー氏現象による白ろろ病が国際的に一体どういうことになつてゐるのか。それから、わが国では、私どもの知つてゐるところでは、昭和四十年ごろからこうした問題が発生してゐるのでありますが、いつごろ日本ではこの病気というものが発見されたのか。ここらあたりを少し詳細にこの席上で御説明をお願いしたい、これが第一点であります。

○政府委員(松尾正雄君) 外国におきましても、まあ、レイノー現象と言われておりますようなこととでございまして、外国のほうでもこういうことが問題になつたわけでございますが、私も、こまかい数字ではあまりつかんでおりませんけれども、アメリカとかカナダ、ドイツ、ソ連というようなところにも発生をしておるというふうに言われております。しかしながら、何か最近是比较的そういう傾向が少くないというふうにも聞いてお

ります。わが国では、いま御指摘のような時期からいろいろと調べられてまいりましたが、本格的な調査が、私どもの知る限り、かなり大がかりに調査されたのは、昭和三十八年に労働科学研究所が約一万一千名程度の方を中心に調査をした記録がございまして、その当時の状況では、約一万二千七百人程度の機械を使つておる方々の中から約二千六百人の方々が何らかの異常を訴えておりました。その中でさらに白くなる現象、いわゆる白現象を訴えたのが千七百、医者がそれについていろいろと診定をいたしました結果、約八百人程度がこういう症状に該当するといふような調査を行なつた記録がございまして、もちろん、その後のこまかい傾向につきましてはまだよく承知いたしておりませぬけれども、いろいろな予防対策としておりませぬけれども、いろいろな予防対策としておりませぬけれども、そういう結果として、ある面では防止的な効果をあげてゐるのではないかと、いふふうに推察をいたしております。

○吉田忠三郎君 医務局長から、いま、わが国では三十八年ごろからこうした問題の取り組みが、いいますか、この当時発生したのだと思ひますが、こまかくは承知してない、こういうお答えであります。

そこで、私は、この際、今日の時点では一体この疾病の発生状況といふのはどうなつてゐるのか、これをひとつお聞かせ願ひたい。それから、一つは、いままでに、この病気が職業病として認定されるわけですから、認定のための申請がなされた件数といふのは何件あるのか。それから、その中で現在認定されてゐるものはどの程度の件数があるかといふこと。それと、ただいま現在認定を申請をしてゐるのが一体どの程度の件数があるのか。この点、労働基準局長の和田君でもけ

こうだし、それから、直接認定は林野庁が行なわれているのじゃないかと思いますが、林野庁長官でもけっこうですから答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(和田勝美君) 私どものほうで職業病として認定をいたしておりますものは、民間関係でございます。国有林関係につきましては林野庁長官のほう、あるいは人事院のほうから御説明があらうと思ひます。

民間のほうについて御説明申し上げますと、十四年九月末、昨年の九月末現在におきまして療養継続をしております、療養を行なっております者は全部で八十七名でございます。これは、いわゆるレイノール現象によります局所振動障害のための病状の方でございますが、必ずしも林業とは限らないわけでございまして、そういう局所振動による方が八十七名でございます。なお、この調査では、林業各業種別にとつておりませんので、林業について何名かということも明確には申し上げられませんが、過去四十一年ごろの経験から推測いたしますと、大体八十七名中五十五人から六十人くらいの方が林業の方ではないか、かように推察をいたしております。

なお、レイノール現象に基づくものとして現在療養の請求のある方の数は、手元に資料がございませんので申しわけございませんが、今日のところは御許しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) 林野庁関係は、国有林関係について申し上げます。国有林関係では、いままで認定をいたしましたのが九百一名でございます。

○古田忠三郎君 認定した者は九百一名でございますが、その前に、いままで認定の申請を出された件数。いま、認定された者は答へられたから、これはけっこうですがね。ただいま現在、認定を申請している件数はどのくらいかということをお聞かせいただけます。

○政府委員(松本守雄君) 認定の申請という形はございませんが、異常を訴えておる、レイノール現象等の訴え者の数は、従来の統計を累計いたしますと、林野庁の国有林関係で三千五百名になっております。

○古田忠三郎君 そうすると、これはその申請をしておるものではないという答へですがね。ですから、ただいま現在申請中のものはないと、こういうことの理解でいいですか。それとも、異常を訴えておる者がトータルで三千五百人いるが、その中にすべて含まれていると、こういう理解でいいですか。

○政府委員(松本守雄君) 申請という行為はいたしません。林野庁の現場あたりで、どうもおかしいというのを林野庁に申し出ておるといふ者が三千五百名、これがいままでの累計でございます。その中から、林野庁におきまして、いろいろ医師の診断、経過の観察というものをいたしまして認定をいたしましたのが先ほどの九百一名でございます。

○古田忠三郎君 医務局長は衆議院のほうに参りますから、きょうは、ここで一つだけ聞いておきますが、レイノール現象と一口に言っていますが、レイノールという方がこの病状を発見したということから、その人の名前がついておると思ふのですが、一般的にわれわれしるうとはどういふ症状になるかわかりませんから、局所振動障害とはどういふ病状であるかということ、病状の内容等を概括的に御説明いただきたいと思ふのです。

○政府委員(松尾正雄君) レイノールの名前は、いまお話がございましたとおりでございます。振動と寒さとの二つが重なって起こるということが言われております。症状としては、白ろろ病という名前がつけられておりますように、手の指が白くなる。特に寒さにぶつかったときに白くなるという現象がございします。そのほか神経痛がございします。あるいは知覚の異常がございします。あるいは筋肉がつかれるような形、こういうものがおもな病状でございます。先ほど来申し上げましたように、そういう寒さにあつたときに、すつとそれによって誘発されて白くなるということが

特徴でございますので白ろろ病という名前が伝わっております。ただ、一般にレイノール現象と言われているものの中では、最終的に非常に強い壊死現象、局所が腐るような現象が一般のレイノール現象の場合にはあり得るのでございしますが、この白ろろ病が、わが国の実態ではそういう激しいところまでいったという例はないというのが違いのようでございします。

○古田忠三郎君 医務局長のほうは衆議院のほうへ行ってけっこうです。

そこで、続いて林野庁にお伺いしますけれども、この三千五百名ほど異常を訴えていると、こういうことに報告がございましたが、林野庁の国有林の事業所で働いておる人との比率はどういふ関係になりますか。

○政府委員(松本守雄君) 伐木造材手、機械造材手、こういう振動機械を持っておる作業員の全体から見まして二五％になっております。

○古田忠三郎君 一つの企業でそれに従事している労働者の二五％が職業病ですね。それにかつて、あるいは異常を訴えているという者が二割五分というの、たいへん多数だと思ふのです。いまだかつて、いろいろな職業病がございしますけれども、こういう率の高い職業病がございします。あまりないんじゃないかというふうに私は思ふのですが、さて、こんなに多い率を占めるというの、どこかに何かの原因、誘因があるかと思ふんです。これは一般に、いま医務局長も言われておりましたけれども、局所振動によるものがレイノール現象を起こすものと、こう言われたんですが、国有林の事業で振動を人体に与えるというものはやはり機械とかあるいは器具だと思ふんです。たとえばチェーンソーであるとか、ブッシュクリナー、こういう人体にあるいは局所にたいへん激しい振動を与える機械器具というものは、こゝろのじやないかと私は思ふんですがね。そこで、そういうものを日本でも、特に国有林の事業としては機械化、近代化ということで、こういうものが日本の林業に入ってきたのは十五年くら

い前じやないかと私は理解してはいますが、そのために、こういうたいへんな職業病としての数からみましますと、異常者を含めまして白ろろ現象を伴う労働者が多く出たということは、何といつても、私は激しい振動を伴うチェーンソー、あるいは先ほどちょっと言いましたブッシュクリナー、あるいはその他幾つかの機械を持っております。林野では、そういう振動を伴うような機械を入れたために、そしてまたそれに対する危険であるというところについて何らの配慮もされないために、こういう白ろろ病患者というものが出てきたんじゃないか、こう考えるんですが、林野庁長官としては、どう考えていますか。

○政府委員(松本守雄君) いま先生の御質問の中に、機械が十五年くらい前から入ってきたのではないかと、確かに戦後入りまして、ある実験段階を経まして、事業規模で実用化の形で入つてまいりましたのが三十六年以降でございます。そこで、林野庁にいたしまして、レイノール現象等の振動障害の発生にかなりかみまして、その機械の開発、振動を少なくする機械、あるいは振動から隔離をする方式、また振動機械にかゝる機械、そういうものをいま開発研究中でございます。その振動を少なくする機械でございますが、これは、たとえば防振装置の改良、さらにこれを説明いたしますと防振ハンドル、振動をそのハンドルの機構によりまして吸収をして、人体に伝はらせる度合いを少なくするというようなもの、あるいは電動チェーンソー、電動ブッシュクリナー、そういうものの開発といふ取り組んでおります。また、振動を隔離する装置、振動の根源から作業員の体を離すという方式の機械の開発、これをチェーンソー・ホルダー、両持ち式チェーンソー、そういう幾つかの方式をいま開発、研究中でございます。それから代替機械につきましても、いま研究中でございます。たとえばトリフエラー、はさみのようなものですが、そういうたこの振動が全くないような方式、そういうものにつましても、いま幾つか機械を導入いたしました実験中

でございます。それで、たとえば穴掘り機というのがございまして、これが振動の強度がなかなか強い機械でございまして、国有林にも千百台くらい入ってございまして、これは別称オーガーとも申しておりますが、その機械を改良いたしまして、間接駆動方式という方式に改める場合にはその振動の強さが大幅に減少することになります。それを開発いたしまして、四十五年度はその使用時期までにその機械を導入していく、古い機械は使わないというようなことも考えておる次第でございます。こういった新しい機械につきましては、労働組合とも協議をいたしまして、時間規制からはずせるものであるかどうかということも、いま論議中であります。これは、いま申し上げましたのは機械そのものについての改良でございますが、チェーンソーの逐次振動の度合いを低めるような開発が行なわれておりますが、一方、そのチェーンソーにつく作業時間の時間規制というよりも組合とも話し合いをいたしまして、去る十二月、基本的な了解に達しております。現在、営林局段階で細部の、各地区地区の実情に応じまして細部規程を交渉中でございます。

○古田忠三郎君 いま長官の答えられたことは、振動を与える機械の種類とか、あるいは後段に申されたことは、労働組合との関係を申されましたが、たとえば時間規制等々のことについては、一つは、この病気の発生を予防する意味の一つの対策を申し述べられたと思うのですが、私の聞いてゐるのはそれじゃない、それはやがて聞いてまいりますけれども、いま聞いたのは、あなたが答えたように、二五％も異常を訴えている者が今日認定された者も含めておるのだ、こういうことですから、これは他の職業病と比較をすると、たいへんな量の発生件数を持つ特殊な病気になっているわけでしょう。そこで、こういう病気が発生する原因なり、誘因は一体何かということですが、そこで、私は、十五年ほど前から、機械化である

とか、近代化であるとかいうことで、だんだん人体に振動を与えるような機械器具を林野庁としては導入をした。導入したことはけっこうなんだが、いま言ったように、人体に対する危険有害については何らの手だてもしなかつたために、こんなに多く病人が出てきたんじゃないか、こういうことを聞いています。そのことについての見解はどうか、こう聞いていますから、そのことと長官の見解をきくは聞かしてもらいたい。時間がありませんから、これからの対策であるとか、振動があまり伴わない機械の開発等々については、あとあと私は次回に聞くわけなんです、きょうのところは、こんなにたくさん出てきたということについては、何か原因があるだろう、誘因があるだろう、その原因、誘因というのは、十五年ぐらい前からたくさん振動を与える機械を導入をした、しかし、一方、労働者のほうについては、人体に危険有害であるかどうかについての手だてはちつともしていなかつたために、うなつたんじゃないかという私の考え方、聞き方なんです。それに対する林野庁の長官としての見解を私は求めておる。

○政府委員(松本守雄君) チェーンソーはじめ、そういった機械を導入いたしました経緯につきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。このチェーンソー、現時点では、国有林の伐木造材のほとんど一〇〇％近い仕事量がこのチェーンソーで行なわれておるわけでありまして、また、諸外国でも伐木造材につきましても、ほとんどチェーンソーが使われておるといふ趨勢がございまして、この振動機械であるところのチェーンソー、そういう振動による作業、あるいはまた気候の寒冷というところから人体に振動障害が起るのではないかと、このことでもございまして、あるいはその障害の起るメカニズムと申しますか、医学的な病理学的なものも十分説明をされておらない段階でございまして、林野庁として、そういう予防医学的な、あるいは治療対策というものもあわせていま検討中でございます。

が、そういった機械を逐次拡充をしまいつております。国有林では、もうすでに三十六年ごろに導入されました。これはチェーンソーの場合で申し上げますと、五千台入っております。現在、四十三年の時点では、やはりそれほどふえてはおりません。もう十年前に導入された規模がそのまゝ維持をされて、四十三年では五千三百台ぐらいになっております。一方、民有林のほうを見ますと、昭和三十六年に導入されたのが一万四千台。現時点では、四十三年の統計でございまして、九万九千、十万台近い数字が入っております。あります。国有林のこの五千台余りのチェーンソー、あるいはそのほかに刈り払い機というものもございまして、そういった機械に従事しておる作業員から異常を訴える者が二五％という数字は確かに出ておりますが、その中から実際に認定をされましたのは、いままで九百一名でございます。そういったことを踏まえて、今後そういったような障害の起らないようにできるだけの対策、改良、くふう、防止のための研究というものも続けておるつもりでございます。お答えになりましたかどうか……。

○古田忠三郎君 長官ね、そういうものの対策とか、あるいは新しい機械の開発とか、そういうことについては聞いています。チェーンソーの導入が、何台使っているかという点等についても、ある程度去年の段階で答えていただきました。その後、多少増減があるんだと思いますが、これはあとと聞いてまいりますが、私のいま聞いておるのは、この病気というのは、四、五年前からたいへん大に問題になってきておるわけですから、ややともしも、新しい病気だ、こう思ひがちです。ね。ところが、もうすでにこの病気の一九一一年に発見されている病気でございまして、六十一年からこの病気の発見されています。御存じですか。そうですね。日本では、十五年くらい前からこの病気が顕著にあらわれてきて、ここ四、五年前というのは、ちょうど認定しよいかすまいかと

いうことでいろいろ議論されてきて、特に重症者は廃人にひとしいものになるわけですが、そういうことが社会的な問題になって、わが国の医学界からも関心を持たれるようになったということだかなんです。そこで、聞いておるのは、林野庁とすれば、大体十四、五年くらい前でしょう、こういう機械を導入したのは、機械導入したことはけつこうなんだけれども、今日非常に問題になっているような、人体に有害であり、危険であるという原因になったり、誘因になっているんじゃないですか、こう聞いています。それで、そればそうだと答えてもらえない、それだと考えていば、去年の片山長官が参議院あるいは衆議院で答えておる中では、たとえば認定患者にしても四百七、八十名でしょう。わずか一年足らずで、あなたの先ほどの報告では、九百一名になってますから、かなりの認定患者にふえておる。それから去年も異常を訴えた者を含めて二千名程度です。二〇％、さらに今年五五％、あなたのただいまの答えではふえておる、急激に患者がふえておる。こういう状態ですから、いま、あなたは多少対策めいたことをお話しになりましたが、私は、そのことはさておいて、そういう急激にふえてきているという傾向はどこに原因があるだろう、誘因があるだろう、その誘因は、つまり人体に与える危険、有害だということの手だてをされないままに機械をどんどんどんどん導入したることによってこうなっているんじゃないですか、こう聞いています。その答えをいただければけつこうなんです。

○政府委員(松本守雄君) 人体に対する振動障害の手当てということでございまして、林野庁でいままで指導をしております。また今後指導しようというそれは、まず防寒用具の点についてでございますが、防寒のための手袋あるいは防寒衣の備えつけ、こういうことを現在までやっております。

して、それからまた、事業付属寄宿舎の寝具の備えつけの基準を改正いたしました。その改正によつて寝具の整備をしておる。また休養小屋、温食用具——あたためたい食べ物の用具、温食用具、防寒天幕の設置、また通勤バスの配置というように、一応レイノール対策として保健上大事であるといふものにはそのような手当てをしておる状況でございます。

○古田忠三郎君 松本長官ね、現在は、四、五年前からわが国の医学界でもこれは非常に関心の的になつて熱心に研究されて、おそろくは、もう近々医学界としては結論が出るような状況にきておるわけですね。だからそれに基づいて、いまあなたのおっしゃったようなことをなされておるわけですね。そのことを言つておるのじゃないのですよ、私の言つておるのは、一九一一年にこの病気が発見されて、国有林の事業では非常に問題化してきたのは四、五年前です、ずっと歴史的な経過をたどつてみますと。しかし、実際には、林野の中で十五年ぐら前に人体に振動を与えたりという病気になるということがいまはつきりしておるわけですね。国際的にもそうなつておりますが、そういうことがかなり前からわかつておつただけけれども、林野とすれば、いまは多少の手当てはしておるけれども、機械導入と同時にそういう手だてはしていなかったじゃないか、だからこんなに急激に年々歳々異常を訴える者、あるいは認定せざるを得ないような患者が発生しておるじゃないか、こう聞いておるのです。これからの対策じゃないのです。認識の問題なんですよ。ね。

○政府委員(松本守雄君) 林野庁の関係でも、昭和三十五年に異常を訴えたのが最初であるという記録でございます。しかし、そういう異常が逐次その後発生をいたしておりますが、そういうた人体に対する障害と振動機械との関係の医学的な解明がその後逐次行なわれておりますが、まだその診断基準——レイノール現象であるとか、振動障害を来たしておるといったような診断の基準がまだ確立をされておらない、あるいはまた、そういう

障害者に対して、いろいろ経緯を見ながら、これは障害者であるという診断を下しまして、それに対する治療基準、治療方法、そういうものも医学的にまだ確立をされておらないという状況でありまして、林野庁としても、まずそういう原因究明、対策の基準を確立しなければいけないということ、幾つかのそういう調査研究というのにいままでも取り組んでおる状況でございます。

○古田忠三郎君 くだいようだけれども、多少なりとも林野庁が取り組んでおりますことを私知つておるのですよ。そのことではないのですよ、私のいま聞いておるものは、この病気がこう急激にふえてきたというのについては原因があるはずだ。病理的な、医学的なことの原因じゃないのですよ。誘因があるはずじゃないか。その原因なり、誘因というものは——これは何もあなた、つい最近長官になつたばかりですから、あなたをどうこう窮地に追い込めるように追及しようなんという気はないのです。認識の問題として、国有林として機械化、近代化というものを十数年前から進めてきたものを、そのことをどうこう言つておるわけじゃない。そういうふうに進めてきたこととあわせて、本来は、人体に有害、危険であるということが当時わかつていなかったのだと思ふのです。きつと。だから、あまりこれに対して手だてをしていなかったんじゃないか。いまあなたがおっしゃったように、振動を排除しようとなつたり手だてなどをしていなかったんじゃないか。だからこんなに急激に最近ではふえてきたんじゃないか。いかに、こう聞いておるのです。私はそういう認識だ、あなたの認識はどうなんだと、こう聞いておるのです。何も恥ずかしいこともないし、何もこれを、まさにそのとおりなんだからそのとおりでありますと言つたつて、決してどうこうというもののじゃないのです。

○政府委員(松本守雄君) いままでもそういう学問的な究明その他進めておりましたが、いままでの知識では、特にこうすればいいのだという対策

もないままに現在までおるといふことも、あの程度言えるかと思ひます。

○古田忠三郎君 そこで、これからどういふ対策、治療の関係はお医者さんですが、治療するために休業させなければならぬから、その間の補償がどうあるべきかというようになことをいろいろ聞いてみなければならぬと思つております。もう十一時の時間になりました、当委員会として、十一時から以降の別な計画がございますからこれでやめますが、この問題を扱つていくについては、一番大切なのは、働いておる人体に有害であるか、危険であるかということが非常に大切なポイントになつてくるわけです。そうしますと、労働基準法との関係が出てきますね。それで、この際は労働基準局長に伺つておきますが、私の認識で間違ひあるかないか、認識に間違いあるかないか、一言だけ答えてもらえればいいのですが、法律的には、基準法の適用というものは、適用を受ける事業あるいは団体、企業——これは林野の場合は、公共企業体等労働関係法で定められておるわけですね。ところが、今度はその適用除外が、国家公務員法附則第十六条で適用除外をされておるわけですね。そして、今度は国有林の林野事業については逆に公共企業法で、これは四十条であります。その除外をした国家公務員法の附則第十六条——これは除外規定です。この除外規定を、公共企業法の四十条ではまた除外をするという、こういうことになっておるから、結果は、労働基準法というものが適用される、国有林の事業体については労働基準法は適用されるもの、こういう法律的な解釈を私持つていますが、この点どうですか。

○政府委員(和田勝美君) 先生がいま御指摘の通りに、この林野庁に対します適用関係、非常に法律関係が複雑になつております。これは、それぞれの法律の立法過程におけるいろいろいきさつがありまして、こういふふうになつておりますが、手順としては、先生がいま御指摘のとおり、結局、公共企業体等労働関係法の附則四十条で、もう一

回基準法を適用することになつております。したがうして、基準法の安全衛生関係は適用になります。もう一つ、国家公務員災害補償法の関係で、災害補償関係、職業病としての問題の取り扱い関係はまたこれを抜かれておまして、災害補償関係は国家公務員法になりまして、労働省関係ではなくて、人事院のほうでやりになる。安全衛生部面につきましては基準法、それから災害補償関係につきましては国家公務員の災害補償法でもつてやる、こういうやりやこしい関係になつております。

なお、最初にお尋ねになりました点につきましては、林野庁長官からそれぞれお答えを申し上げておるわけですが、実はチェーンソーの使用によりましてこの病気の問題は、最近、非常に世の中の関心が高まつてまいりましたが、当初外国の例その他あまりそういう報告がなかったわけでありまして、それがチェーンソーと結びついた問題であるという認識は、つい最近になつて出てきた、こういうふうに私も理解をいたしております。

○古田忠三郎君 それで、法律的な解釈が一致したわけですがね。国有林の場合にはある程度、林野庁長官申されたように、異常を訴える者を含めて、かなり綿密な調査をしておりますね、患者に対して。しかし、林業そのものは、民間にかなりなものを持っていますね。機械使用台数等についても、国有林よりむしろ多いぐらになつておるものですが、民間の林業労働者の中にこうした現象を訴える者がどの程度の件数になつておるか、把握してありますか。

○政府委員(和田勝美君) 先ほど申し上げましたが、現在監督署におきまして、民間関係だけでございまして、局所振動障害による治療を行なつておりますのが八十七件、これは昨年の九月末現在、八十七件でございます。たいへん少なうございまして。先ほども言いましたように、さらに業務上の疾病として申請しているのは、手元に資料ございませんのでここに申しわけございません。

が、ある件数はあるだろうと思います。

先ほど林野庁のほうからお話のありました、林野庁の九百一件と比較いたしますと非常に少ないわけですが、なぜこういうふうに少ないかというところは、ある程度の理由はございますが、来年度予算におきまして、この実態調査を私どももやりたいと思つて所要の予算を計上いたしましたので、そういう調査等を通じて、なぜ民有林において少ないかということが漸次明らかになつてくるものと考えております。

○古田忠三郎君　そこで、きょうはこれで時間がありませんからやめますが、この次の委員会に、関係のところで研究してもらいたいと思ひますから、前もって私、言っておきます。

この二月十九日の本院のこの委員会報告の中で、課題的に言つてゐるものは、療養期間中、いまの賃金の制度、賃金の体系では賃金ダウンしますから、十分な治療を受けることができない。ですから、十分な治療を受けるためには収入を補償するような基本的条件を整えてやるべきだと、こう指摘してゐます。それから、根本的なこの病気の解決策としては、症状を発生するためのものを取る、振動工具の使用法等について規制するとか、あるいは無振動機械の開発であるとか、あるいは振動のない電動式のチェーンソーや、ブッシュクリナー等の開発につとめなければならぬと、こういうことが指摘されてゐます。ですから、こういう点ひとつ研究してもらひたい、関係のところで。それから、三番目は、現行の賃金形態、賃金体系というものを洗い直して見る必要があるんじゃないかと、こう指摘してゐます。それからもう一つ、基準局長に聞いた国有林の場合にはある程度、かなりこの問題について研究されてきていますけれども、民間については、これは何もないと言つても過言でないと思ひますね。ですから、患者になつた人はこの問題についてはより深刻だと思ひます。だから、この際は、全国的に民有林労働者に対しても徹底した調査と、患者

を把握をして対策をせねばならないものだと、こう指摘してゐる。この点を次回の委員会までひとつ御研究願つていただきたいことを申し上げまして、私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(佐野芳雄君)　他に御発言がなければ、本日の調査はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号中「昭和二十年八月九日」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは同日に改める。」

第七条第一項中「(第四款症及び第五款症を除く。以下本条において同じ。)」を削り、「恩給法別表第一号表ノ二に定める」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。に定める)」に改め、同条第二項中「恩給法別表第一号表ノ二の下に」及び「第一号表ノ三」を加える。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廢疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三五四、二〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五〇六、〇〇〇円	
第二項症		四一〇、〇〇〇円	
第三項症		三二九、〇〇〇円	
第四項症		二四八、〇〇〇円	
第五項症		一九二、〇〇〇円	
第六項症		一四七、〇〇〇円	
第一款症		一三七、〇〇〇円	
第二款症		一二七、〇〇〇円	
第三款症		九六、〇〇〇円	
第四款症		七六、〇〇〇円	
第五款症		六六、〇〇〇円	

第八条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

不具廢疾の程度	金	額
第一款症	三七五、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四二九、六〇〇円)	
第二款症	三二二、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三五六、八〇〇円)	
第三款症	二六七、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇五、六〇〇円)	
第四款症	二二〇、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五二、〇〇〇円)	
第五款症	一七六、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇一、六〇〇円)	

第八条第八項の表を次のように改め、同項を同条第九項とする。

不具廢疾の程度	金	額
第一款症		五三七、〇〇〇円
第二款症		四四六、〇〇〇円
第三款症		三八二、〇〇〇円
第四款症		三一五、〇〇〇円

第五款 症

二五二、〇〇〇円

第八條第七項前段中「第五項」を「第六項」に改め、同項後段を次のように改め、同項を同条第八項とする。

この場合において、第二項中「一万二千元」とあるのは「八千四百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円）」と、「七千二百円」とあるのは「五千四百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五千七百六十円）」と、「四千八百円」とあるのは「三千三百六十円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三千八百四十円）」と、第三項中「一万二千元」とあるのは「八千四百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円）」と、第六項中「三万六千元」とあるのは「二万五千二百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二万八千八百円）」と読み替へるものとする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二四七、九四〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八三、三六〇円）以内の額を加えた額		
第一項症	三五四、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四〇四、八〇〇円）		
第二項症	二八七、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三二八、〇〇〇円）		
第三項症	二三〇、三〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六三、二〇〇円）		
第四項症	一七三、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、四〇〇円）		
第五項症	一三四、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五三、六〇〇円）		
第六項症	一〇二、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一七、六〇〇円）		
第一款症	九五、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇九、六〇〇円）		
第二款症	八八、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇一、六〇〇円）		
第三款症	六七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七六、八〇〇円）		
第四款症	五三、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六〇、八〇〇円）		
第五款症	四六、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、八〇〇円）		

第八條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、第二款から第五款症までに係る障害年金の支給を受ける者に婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。があるときは、一万二千元を同項の年金額に加給する。ただし、その妻が障害年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十六條第一項第一号中「十三万五千元」を「十五万七千元」に改め、同条第二項中「四千九百円」の下に「（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、五千六百円）」を加え、同項第一号中「九万四千五百円」を「十万九千九百円」第二條第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、十二万五千六百円」に改める。

第二十七條第一項中「十分の六」を「十分の七・五」に改める。

第三十二條第三項第二号及び第三号中「四千二百円」を「五千二百五十円」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」の下に「（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、五千六百円）」を加え、同項第二号及び第三号中「二千九百四十円」を「三千六百七十五円（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、四千二百円）」に改める。

第三十九條の二第一項に次の一号を加える。

三 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後四年（厚生大臣の指定する疾病により死亡

した者については、八年）以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

第三十九條の二第二項中「又は軍人軍属であつた者」を「若しくは軍人軍属であつた者又は準軍属若しくは準軍属であつた者」に改め、「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加える。

第三十九條の四第二項中「昭和三十九年十月」を「第三十九條の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族については「昭和三十九年十月」と、同項第三号に掲げる遺族については「昭和四十五年十月」に改める。

第三十九條の五中「十万円」を「第三十九條の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては十万円とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円」に改める。

第三十九條の六第一項中「昭和三十九年十月一日」を「第三十九條の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族にあつては昭和三十九年十月一日前に、同項第三号に掲げる遺族にあつては昭和四十五年十月一日」に改め、同条第二項中「昭和三十九年十月一日」を「第三十九條の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族にあつては昭和三十九年十月一日（死亡した者の死亡の日）が同日後であるときは、その死亡の日」において、同項第三号に掲げる遺族にあつては昭和四十五年十月一日」に改める。

第四十九條の二（見出しを含む。）中「政令」を「政令等に、又は第三十四條第二項第一号若しくは第五項を、第三十四條第二項第一号若しくは第五項又は第三十九條の二第一項第一号から第三号まで」に改める。
（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一万二千二百五十円」を「一万三千八十円」に、「一万一千八百五十円」を「一万三千六百八十円」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第三条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病を」昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日以前における軍事に関する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病」に改める。

第十八条第二項中「三千八百円」を「四千二百円」に改める。

第二十三条第二項中「等級」を削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三款証」を「第四款証」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十

八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

附則第十二条中「前条」を「附則第十一条」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、この法律による遺族援護法第二条第三項又は第二十三条第二項の規定の改正により同項に規定する遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第四条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、この法律による遺族援護法第二条第三項又は第二十三条第二項の規定の改正により同項に規定する

る遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族給付金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規

定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第十六条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として附則第十六条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の適用については、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

附則第十七条第一項中「及び第十四条第三項、前条第二項」を、「第十四条第三項及び第十六条第二項」に、同条第二項中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、公布の日から

施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第四第四項第二号並びに第七条第一項及び第二項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金

又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第二項 第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第七條第一項及び第二項	同日	昭和四十五年十月一日
第七條第三項及び第四項 第十三條第二項 第二十三條第二項第三号 第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第十一條第二号 第三十六條第一項第二号 第三十八條第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第十一條第三号 第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第十三條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第十三條第二項 第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和四十五年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十五年十月二日
第三十六條第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十五年十月二日

第三条 昭和四十五年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律

による改正後の遺族援護法第八條第九項及び第十項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

第四条 遺族援護法第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人であつた者であつて、この法律による同法第七條第一項の規定の改正により軍人たるによる障害年金又は障害一時金を受けることとなるべきものについては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第二項の規定を適用しない。

(戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法の適用)

第五條 この法律による遺族援護法第七條第一項の規定の改正により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ三の第一款症から第四款症までに係る障害年金又は障害一時金を受けるに至つた軍人軍属であつた者又は準軍属であつた者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)による改正前の遺族援護法第二條第三項各号に掲げる者であつた者に限る。)は、この法律による改正後の戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

(戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法の一部改正等に伴う経過措置)

第六條 この法律による戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法第二條第一項の規定の改正又は前條の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、同法を適用する場合においては、同法第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十五年十月一日」とする。

2 前項に規定する者に交付する戦傷病者等の妻

に對する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、心身障害者福祉協合法案

心身障害者福祉協合法案

目次

第一章 總則(第一條—第六條)

第二章 役員及び職員(第七條—第十八條)

第三章 業務(第十九條—第二十八條)

第四章 財務及び會計(第二十九條—第三十條)

第五章 監督(第三十一條—第三十三條)

第六章 雑則(第三十四條—第三十五條)

第七章 罰則(第三十六條—第三十七條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 心身障害者福祉協会は、独立自活の困難な心身障害者が必要なる保護及び指導の下における社会生活を営むことができる総合的な福祉施設を設置して、これを適切に運営し、もつて心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(法人格)

第二條 心身障害者福祉協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三條 協会は、事務所を群馬県に置く。

(資本金)

第四條 協会の資本金は、協会の設立の際現に國の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とするこ

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五條 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び職員
第七條 協会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)
第八條 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第九條 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて理事長が任命する。

(役員の任期)
第十條 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)
第十一條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることが出来ない。

(役員解任)
第十二條 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることが出来ない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十四條 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)
第十五條 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十六條 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
第十七條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 精神薄弱の程度が著しい等のため自立自活の困難な心身障害者を必要保護及び指導の下に生活させるために総合的に整備された福祉施設を設置し、及び運営すること。

二 心身障害者の保護及び指導に關する調査研究を行なうこと。

三 心身障害者の保護及び指導の業務に従事する職員の養成及び研修を行なうこと。

四 前三号の業務に附帶する業務
2 前項第一号の福祉施設の名称は、厚生大臣の承認を受けて協会が定める。

(業務方法書)
第十八條 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章 財務及び会計
第十九條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第二十條 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十一條 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十二條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見を附けて、決算完結後一月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十三條 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第二十四條 協会は、厚生大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)
第二十五條 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金

錢信託

(財産の処分等の制限)

第二十六條 協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七條 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第二十八條 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

第二十九條 協会は、厚生大臣が監督する。

第三十條 協会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一條 協会の解散については、別に法律で定める。

第六章 雑則

第三十二條 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二條 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第一項、第二十二條、第二十四條第一項若しくは第二十六條第二項又は第二十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二條又は第二十七條の規定による承認をしようとするとき。

三 第十八條第二項、第二十六條又は第二十八條の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第二十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。

(不動産取得税の非課税)

第三十三條 都道府県は、協会の第四條第一項の規定により政府から不動産の出賃を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七章 罰則

(協会の設立)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二條 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

命令に違反したとき。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二條 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第二十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十一條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十二條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十三條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十四條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十五條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十六條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十七條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十八條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第三十九條 協会の規約は、公布の日から施行する。

第十六條第二項中「精神薄弱者援護施設」の下に「又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)第十七條第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を加え、同条第四項中「措置」を「精神薄弱者援護施設に係る措置」に改める。

第二十七條中「精神薄弱者援護施設」の下に「又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を加える。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新東京国際空港公団」の項の前に次のように加える。

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

心身障害者
福祉協会
和四十五年法律第(号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「社会福祉事業振興会」の下に、「心身障害者福祉協会」を加える。

第七十三条の四第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 心身障害者福祉協会が心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第(号)第十七条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 心身障害者福祉協会が心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「子どもの国協会」の下に「心身障害者福祉協会」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第五十六号の四の次に次の一号を加える。

五十六の五 心身障害者福祉協会を監督すること。

第十三条第十二号の二の次に次の一号を加える。

別表

十二の三 心身障害者福祉協会を監督すること。

一 土地

群馬県高崎市乗附町字雨坪三千六百十番の二 所在

山林 三十六万三千七百四十八平方メートル

群馬県高崎市乗附町字雨坪三千六百十一番 所在

山林 五百二十二平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

宅地 五千四百八十七・五五平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の百四 所在

山林 六・六一平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松甲三千六百七十八番 所在

山林 七千九百二十四平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松三千六百九十四番 所在

山林 千七百四十四平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

宅地 五千八百三十二・一平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在

宅地 三百五十七・〇二平方メートル

二 建物
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在
木造かわらぶき二階建
床面積 一階 五百四十六・七平方メートル
二階 百三十四・七平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 九十・九平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造スレートぶき平家建
床面積 四十九・五八平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 三十九・六六平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 二十九・七五平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 九・九一平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 七・二七平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 二百三十九・二三平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 七十七・七六平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 七十七・七六平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 六十二・七六平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 五十九・五五平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 四十二・五四平方メートル

群馬県高崎市石原町字川久保四千二百二十二番の一 所在

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 十九・四四平方メートル

昭和四十五年三月二十日印刷

昭和四十五年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局